

第 1 2 号議案

和解に係る損害賠償額の決定について

市は、亀岡市立病院における事故について調停和解するに当たり、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成 2 6 年 6 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

記

- | | | |
|---|----------|--------------------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 1 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 亀岡市在住 5 2 歳女性
亀岡市在住 7 5 歳女性 |

3 概要

亀岡市立病院において、平成 2 4 年 3 月 2 日、急性呼吸窮迫症候群で集中治療室に入院中の患者（相手方の父・夫。当時 7 4 歳男性）が容態急変により死亡した。

死亡後、相手方から調停申立てがなされたため、調停委員会で示された和解案を受け入れる。

和解に係る損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 12,000,000円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 52歳女性
亀岡市在住 75歳女性

3 概要

亀岡市立病院において、平成24年3月2日、急性呼吸窮迫症候群で集中治療室に入院中の患者（相手方の父・夫。当時74歳男性）が容態急変により死亡した。

死亡後、相手方から調停申立てがなされたため、調停委員会で示された和解案を受け入れる。